

大手メディアが 伝えない福島

2013.11.22

大手メディアが 伝えない福島

第1部 告訴・告発運動

福島原発事故と刑事告発運動



第1次告訴

- 2012.3.16 福島原発告訴団 結成
- 2012.6.11 第1次告訴(福島地検宛て)
- 告訴・告発人 福島県民1,324人
- 被告発人 政府・東京電力関係者 33人

告発容疑(1)業務上過失致死傷

- 業務上過失致死傷(刑法第211条)
「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者」→5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金
- 病院から避難中に死亡した人等、すでに「致死」被害もあり
- 放射線が身体を通過することを「傷害」と判断(健康被害の有無を問わない)

告発容疑(2)

「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」(公害罪法)違反

- 「業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者」→2年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金
- 人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金

第2次告訴

- 2012.11.15 告訴
- 告訴・告発人 全国(海外含む)から 13,262人(第1次告訴の福島県民1,324人含む)
- 告訴容疑に「激発物破裂罪」(刑法第117条)を追加
(火薬、ボイラーその他の激発物を破裂させて、物を損壊した者について、故意の場合は放火、過失の場合は失火に準じて処罰)

検察、不当な不起訴決定

- 2013.9.9 検察当局が「不起訴決定」
- いずれの告訴事実についても「嫌疑不十分」「嫌疑なし」とする不当なもの
- その上、事件を東京地検に「移送」(事件の管轄を移すこと)
- 東京五輪決定の翌日に不起訴発表(社会の支配者にとって都合の悪いニュースは、しばしば五輪の喧騒を利用して行われる)

風 潮 報

全員不起訴 先に結論



• 「起訴は無理と示すための捜査。頭の体操」(検察)

検察、全くやる気なし

「強制起訴潰し」狙いの移送

- (告訴・告発人、被害者は)検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、**その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会**にその処分の当否の審査の申立てをすることができる(検察審査会法第30条)
- 東京地検所属の検事が不起訴を決めれば、東京の検察審査会にしか申立ができない。
- 原発事故への怒りが強い福島での審査を嫌がる検察の「強制起訴潰し」?

直ちに検察審査会へ

- 10月16日、東京検察審査会へ申立
- 11月22日、第2次申立
- やる気のない検察に代わり、検察審査会が本丸

汚染水、新たな告発へ

- 汚染水漏出に関し、公害罪法違反で告発(東電関係者32人+法人としての東電)
- 告発は福島県警に
- 福島原発告訴団は、引き続き原発事故の責任を徹底追及します！



「それでも罪を問えないのですか! 福島原発訴訟50人の陳述書」好評発売中!(840円)

「それでも罪を問えないのですか」

- 個人には権限がなく、法人は責任主体にならない現行法では、企業犯罪が起きても結局、誰も罪に問われない
- 企業活動が大規模化し、企業犯罪も大規模化・深刻化した現在、旧態依然とした「個人罰」ではもはや事態に対処できない

戦争犯罪との違い

- 戦争
戦争開始を決定した者の特定が容易
(故意犯、個人責任追及で対処できる)
- 企業犯罪
少しずつミスや不作為が積み重なり、事故へ
(過失犯、個人責任追及が困難。事故当時の責任者のみ追及すれば「なぜ自分だけ」)

企業・法人処罰法の重要性

- JR福知山線脱線事故被害者「法人にも刑事罰を」8割(「毎日新聞」2012.1.8大阪版)
- 毎日新聞アンケート(2011年10~12月実施)
- 裁判に参加・傍聴した被害者の8割以上「法人も刑事罰の対象にすべきだ」
- 企業などの責任を問えない現行の業務上過失致死傷罪の改正を強く求める

英国「法人故殺法」の概要

- 英国産業連盟(経営者団体。イギリス版経団連)の強い抵抗を退け、2007年「法人故殺法」が成立。
- 法人による犯罪で人が死亡した場合、裁判所が加害法人に被害者救済を命じ、従わなかった場合には「上限のない罰金」が課せられる。

英国「法人故殺法」の概要

- 「国王の機関に対して、特に法律で明記されない限り適用される訴追の免責は、法人故殺法に関しては適用されない」
- 政府機関にも法人故殺法の権限が及ぶ(国家犯罪にも適用可能)
- 「公表命令」の規定。人を死亡させた犯罪法人は名称を公表される

英国「法人故殺法」の評価

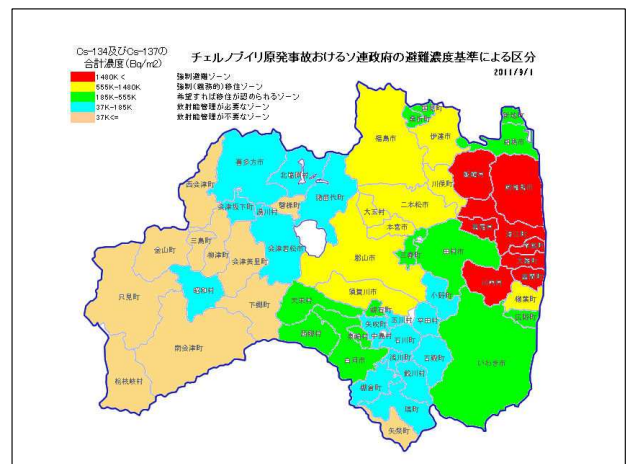
- 職場における事故・・・による支出は、社会全体で200～318億ポンド(約4兆7930億～7兆6208億円)。
- 法制定でこれらの事故を0.1%削減するだけで社会的損失を埋めることができる
- いずれもイギリス政府試算

英国「法人故殺法」の評価

- 企業犯罪が「2割減少」との評価も
- 法制定時、反対した英国産業連盟も賛成に転ずる
(事故が減れば、企業の信用もアップし、利益につながる)

大手メディアが 伝えない福島

第2部 告訴・告発運動以外の話題



最近の報道から

- 甲状腺がん(疑い含む)58人に増加
- 自民党「東日本大震災復興加速化本部」提言(帰還困難区域について、移住を提言)～非現実的「全員帰還」見直しへ
- 特定秘密保護法問題(情報公開と福島)

甲状腺がん(疑い含む)58人に

公表年月	がん確定	がん疑い
2012. 9	0	1
2013. 2	3	7
2013. 6	12	15
2013. 8	18	25
2013.11	26	33

- 県民健康管理調査より
- 2013.11の「疑い」のうち1人は「良性」と判断

子どもの甲状腺がんは・・・

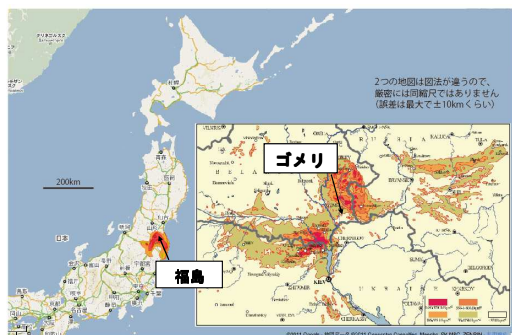
通常時	100万人に1人	—
ベラルーシ・ゴメリ州	100万人に113人	1991年(事故5年後)
福島	100万人に248人	2013年11月

- ベラルーシ: 事故後に健康調査、治療に当たってきたユーリー・パンダジェフスキー博士のコメントより
- 福島: 県民健康管理調査より(「疑い」の9割が確定に移行するものとして計算)

チェルノブイリより圧倒的に悪い

- 福島では、ベラルーシ・ゴメリ州(強制避難区域以外では最も汚染の酷かった区域)における1991年(事故5年後)のがん患者数の2倍を、事故後約2年半で記録
- トータルで見ても、ゴメリの4倍のペース
- ゴメリの汚染度は福島市並み(低線量でも危険)。福島は人口密度が高いため、同じ汚染度でもベラルーシより影響人員が大きい

福島市とゴメリ州の汚染度はほぼ同じ (作成: 早川由紀夫・群馬大学教授)



根本的な解決策は？

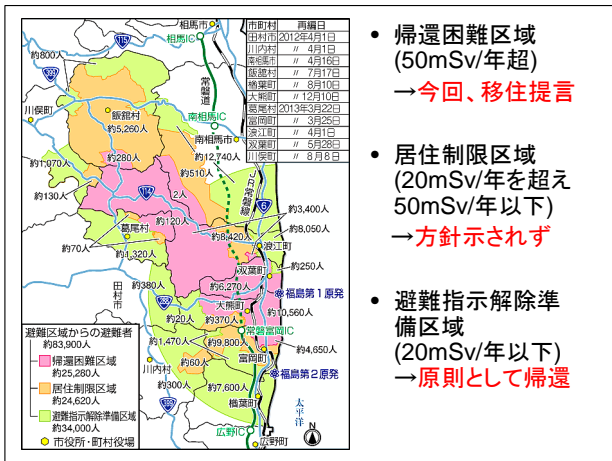
- 内部被ばくは「呼吸5割、飲食物から2割、その他3割」
- 食品規制値の引き下げ、全量検査は有効
- より根本的対策(呼吸からの内部被ばく)を避けるには、「避難・移住」しかない

「避難の権利」頑なに認めない 政府・福島県

- 「子ども・被災者支援法」すら帰還に利用。支援対象地域は福島県浜通り・中通りのみ。
- 多くの自治体がパブコメに「汚染状況重点調査地域(=除染対象地域)なのに支援対象地域にならないのは納得できない」と指定を求める意見を提出したが復興庁は無視。
- ゼネコンの利権になる除染はするが、人の健康にカネは使わない「復興」の本質むき出し。

強制避難区域には「移住」も

- 自民党「東日本大震災復興加速化本部」(本部長 大島理森・元副総裁)が提言。「帰還困難区域には移住支援を」
- 非現実的な「避難者全員帰還」政策、事故後2年8ヶ月を経てようやく転換
- 国の基準でも帰還できず、除染も効果がなく、移住支援も示されない「居住制限区域」をどうするのか？



- 帰還困難区域 (50mSv/年超)
→今回、移住提言
- 居住制限区域 (20mSv/年を超え50mSv/年以下)
→方針示されず
- 避難指示解除準備区域 (20mSv/年以下)
→原則として帰還

原則投げ捨て強制帰還？

- IAEAの「助言」受け、原子力規制委「1mSv/年の除染目標に必ずしもこだわらず」
- ICRP(国際放射線防護委)勧告に基づく日本政府の法的基準(1mSv/年)さえ投げ捨て
- 「個人線量計で被ばく管理を」
- 「危険でも自己責任でとにかく帰れ」の棄民政策(賠償値切りと原子カムラ生き残り)
- 帰還拒否し、帰還困難区域同様の賠償を！

地元の反応

- 佐藤雄平・福島県知事「帰還困難区域についても、希望者は全員帰還を」
- いまだ現実を見ない福島県知事の迷走
- 山田基星・広野町長「これまで1ミリシーベルトとして除染などを進めてきたのに、住民にどう説明するのか」
- 松本幸英・楡葉町長「一方的なやり方に疑問を抱く。1ミリシーベルト以下が安全ということとは町民に刻まれている」

国連科学委、福島事故を過小評価

- 国連科学委員会(UNSCEAR)プレスリリース(2013年5月)
- 「一般市民への被ばく量は、最初の1年目の被ばく量でも生涯被ばく量推計値でも、一般的に低いか、または非常に低い。被ばくした一般市民やその子孫において、放射線由来の健康影響の発症の識別し得る増加は予測されない」

UNSCEAR報告への批判(1) アナンド・グローバー氏

- 国連特別報告者アナンド・グローバー氏の日本への調査に関する報告書
- 「政府によって導入される健康政策は、科学的証拠に基づいているべき」「健康に対する権利は、特に影響を受けやすい妊婦及び子どもについて考慮し、人々の健康に対する権利に対する影響を最小にするよう要求」

UNSCEAR報告への批判(1) アナンド・グローバー氏

- 健康への悪影響の可能性は低被ばく線量でも存在しており、年間被ばく線量が1mSv以下及び可能な限り低くなったときのみ、避難者は帰還を推奨されるべきである。
- 政府は、全ての避難者が帰還するか又は避難し続けるか自発的に決定できるようにすべきである。

UNSCEAR報告への批判(1)
アナンド・グローバー氏

- 被災者の避難を選択する権利を認める、「原発事故子ども・被災者支援法」の成立を歓迎。
- 同法で対象となる地域は、年間積算線量1mSvを超える地域を含むべきであると確信。
- 低線量電離放射線による長期間被ばくの健康への正確な影響は、正確に予測できるものではなく、同法の履行に際しては、すべての被災者に対して、放射線被ばくに関する、無料で、一生涯にわたる健康診断と医療を提供することを明確にすべき。

UNSCEAR報告への批判(1)
アナンド・グローバー氏

- 年間積算線量1mSvを超えるいかなる地域に対しても、避難、居住、帰還を選ぶ被災者が必要とする、移住、住居、雇用、教育、その他の必要不可欠の支援に関して、財政支援を提供するように政府に対して強く要請する。

UNSCEAR報告への批判(2)
UNSCEARベルギー代表团

- 地上への放射性物質降下量は無視できる量ではなく、従って住民の健康や将来への被害も無視できるものではない。
- 放射性物質の降下は福島市や郡山市(人口30万人)のように人口密度の高い地域で起こっている。

UNSCEAR報告への批判(2)
UNSCEARベルギー代表团

- UNSCEARの報告書が提示しているデータの多くは不完全であり、また提示の方法に問題がある。
- 一般市民が受けた被曝量は不適切な方法を使って少なく見積もられている。これは事故現場で働いている作業員数万人の被曝量に関してもまったく同様である。
- 日本政府も東電もこの件に関する詳細の公表を拒んでいる。

UNSCEAR報告への批判(2)
UNSCEARベルギー代表团

- UNSCEARによる分析は、速断で胎児や遺伝を脅かす潜在的な危険を強制的に除外
- 慢性被ばくを無視している
- 平常時、一般市民は年間1ミリシーベルト、原子力産業従事者は年間20ミリシーベルトの被曝量を越してはならないとしていることを「今一度確認」
- ベルギー代表团、UNSCEAR報告書に激怒

UNSCEAR報告への批判(3)
反核医師など世界8カ国9団体

- 社会的責任を果たすための医師団(PSR)(米国)
- 核戦争防止国際医師会議(IPPNW)(ドイツ)
- 社会的責任を果たすための医師団/核戦争防止国際会議(スイス)
- 核戦争防止医師協会(フランス)
- 核戦争防止医師協会(イタリア)
- 人類の福祉のためのナイジェリア医師会(ナイジェリア)
- 社会的責任を果たすための医師団(マレーシア)
- オランダ医学戦争学協会(オランダ)
- Independent WHO-原子力と健康への影響

UNSCEAR報告への批判(3) 反核医師など世界8カ国9団体

- タイトル「原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の国連総会への2013年10月フクシマ報告書についての注釈付き論評」(2013年10月18日)
- http://www.fukushima-disaster.de/fileadmin/user_upload/pdf/japanisch/Ausfuehrlicher_Kommentar_zum_UNSCEAR_Fukushima_Bericht_2013__Japanisch_.pdf

UNSCEAR報告への批判(3) 反核医師など世界8カ国9団体

- 考慮すべき10の問題(その1)
- 1) 日本でより大きな大惨事を防いだ主要因は風向きだった
- 2) 原子力災害は進行中であり、放射性物質を放出し続けている
- 3) 放射性物質の放出と放射線への被ばくの推定は、中立的な情報源に基づくべきである
- 4) 福島産の農作物の推奨は、放射線被ばくのリスクを増加させる
- 5) ホールボディーカウンターは、内部被ばく量を過小評価する

UNSCEAR報告への批判(3) 反核医師など世界8カ国9団体

- 考慮すべき10の問題(その2)
- 6) 東電の作業員の線量評価は信頼できない
- 7) 胎児の放射線への特別な脆弱性が考慮されていない
- 8) 甲状腺癌や他の癌は何十年もモニタリングする必要がある
- 9) 非癌疾患や放射線の遺伝的影響も、またモニタリングされるべきである
- 10) 放射能フォールアウトと自然放射線との比較は誤解を招く

特定秘密保護法案と原発事故

- 国境なき記者団(本部・パリ)が世界各国の「報道の自由度」を順位付けし、毎年1回公表
- 日本の順位(右表)は原発事故発生以降、急落
- 2013年はパプア・ニューギニア(41位)、台湾(47位)、韓国(50位)を下回る。

2011年	11位
2012年	22位
2013年	53位

日本の情報公開に関する 国際的評価(国境なき記者団)

- 「(政府・公的機関の)透明性の欠如、福島第一原子力発電所事故と放射能災害に関する情報公開を尊重する態度はほとんどゼロに等しい」
- 「原子力産業報道で検閲が行われている」(メディアによる「自主規制」と「記者クラブ制度」を指摘か?)
- 以上の理由で日本を53位に

日本の情報公開に関する 国際的評価(国境なき記者団)

- 「以前は良い評価を受けていた国の急降下は警告すべき現象」
- イタリア、ハンガリー、ギリシャ、アルゼンチンと並んで日本を名指しで警告対象
- これらの国は、「民主主義が以前に比べて悪化している国」との評価

国際社会から、容赦ない評価

- 秘密保護法のない現在でも、日本に対する国際社会の評価は「情報隠ぺい化が進む国」「世界に冠たる隠ぺい大国」
- このような国の政治家・官僚に秘密保護法を与えればどのようなようになるかは明らか

福島県議会が反対表明

- 原発事故当時、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)のデータを隠され、無用な被ばくを強制された浪江町民
- 福島県議会、全会一致で「慎重な対応を求める」とする首相、衆参両院議長宛ての意見書を可決(2013年10月9日)
- 意見書の背景に「重要な情報がまた隠されるのではないか」との危機感(2013.11.5付け「福島民友」)

特定秘密保護法案の廃案を！



作・壺花花さん <http://18787.main.jp/>

4号機で燃料取り出し開始



きわめて危険な核燃料取り出し作業、11/18より開始(2014年まで)。失敗すれば「3.11の再現」

福島、今後の重要課題

- 引き続き、告訴告発による責任追及
- 賠償時効廃止(現状3年、10年への延長案)
- 1mSv/年を守らせ、20mSv/年基準での帰還を許さない
- 避難者への支援(子ども・被災者支援法の「本来の趣旨に添った運用」求め、基本計画は作り直させる)

ありがとうございました。